# 保険·年金

# IAIGs の指定の公表 に関する最近の状況(2)

フォーカス | -48 グループのうちの 47 グループが明らかにー

取締役 保険研究部 研究理事

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp TEL: (03)3512-1777

#### 1-はじめに

各国・地域の保険監督当局等による IAIGs (国際的に活動する保険グループ) の指定を巡る状況に ついては、直近では、IAIS が 3 月 25 日に公表<sup>1</sup>した情報に基づいて、保険年金フォーカス「IAIGs の 指定の公表に関する最近の状況-48 グループのうちの 45 グループが明らかに-」(2021.4.1)(以下、 「前回のレポート」という)で報告した。

その後、IAIS が 4 月 6 日に、IAIGs の指定に関する新たな登録簿を公表2したので、改めてその内 容を報告する。

#### 2—IAIGs とは

まずは、繰り返しになるが、IAIGs について説明しておく。

IAIGs というのは、英語で「Internationally Active Insurance Groups」と呼ばれており、その言 葉通りに、「国際的に有意なレベルで保険事業活動を展開している保険グループ」のことを指している。 その具体的な選定基準については、IAIS (保険監督者国際機構) が定量的基準等を定めている。また、 IAIGsに対しては、特別な監督・規制が行われることになっている。

#### 1 | IAIGs の選定基準

IAIGs の選定基準のうちの定量的基準は以下の通りとなっている。

- 国際的活動
- ・3つ以上の管轄区域において、保険料が計上されていること、及び
- ・本店所在管轄区域外のGWP(収入保険料)のグループ全体のGWPに対する割合が10%以上

https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-core-principles-and-comframe/file/96435/register-ofinternationally-active-insurance-groups-iaigs



<sup>1</sup> https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-core-principles-and-comframe//file/96294/register-of-int ernationally-active-insurance-groups-iaigs

#### ② 規模(3 年移動平均)

- ・総資産が500億米ドル以上、又は
- ・全体の GWP が 100 億米ドル以上

ただし、これらの定量的基準に関わらず、グループ全体ベースで IAIGs の監督に対して責任を有 している GWS が、限定された状況において、グループが IAIGs とみなされるかどうかを判断する ための裁量権を有している。例えば、(a) 自国の保険事業活動が重大である場合、(b)合併及び買収 あるいは売却等により、近い将来に基準を満たすあるいは満たさなくなる場合、等が想定されてい る。

# 2 | 今回の IAIGs の指定に関する情報の公表

GWS が、IAIGs の指定を公表するが、場合によっては、この開示が法的変更又は規制措置を必要 とすることがある。

IAIS は、このコミットメントを達成するための GWS の進捗状況を監視する。IAIS は、GWS に よって公開された IAIGs の公開登録を編集する。登録簿には、公開された IAIGs の数と IAIGs の 基準の充足又は監督裁量の行使に基づいて GWS により特定された IAIGs の総数を比較した情報が 添付されることになっている。

#### 3 | IAIGs に対する監督・規制

IAIGs の監督のための共通の枠組みとして、IAIS は、2019 年 11 月に、ComFrame (Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups: 国際的に活動する保 険グループの監督のための共通の枠組み)を採択している。

この ComFrame の中で、IAIGs に対する監督・規制内容としては、(1)監督当局の枠組み(監督カ レッジの組成や危機管理グループ (CMG) の設立)、(2)資本規制、(3)再建・破綻処理計画、(4)グルー プガバナンス、(5)ERM(統合的リスク管理)、等が挙げられている。それぞれの項目の具体的な内容 については、今回のレポートの趣旨ではないので触れないが、例えば、「(2)資本規制」について、IAIS は ComFrame の一環として ICS (保険資本基準) を策定中である。

### 3─IAIS による IAIGs の指定に関する登録簿の最新情報

IAISは、IAIGsの指定に関して、以下の情報を公表3している。

#### 1 | 直近の IAIS による情報開示

前回のレポートで報告したように、IAIS の 2021 年 3 月 25 日の公表 ¹ によれば、2020 年 7 月 1 日 の時点で確認されていた 16 の管轄区域からの 48 の IAIGs のうち、15 の管轄区域からの 45 の IAIGsが関連 GWS (group-wide supervisors:グループ監督者) により公開されていた。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> IAIS の以下の Web サイトから入手可能 https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-core-principles-and-comframe/file/90785/register-of-inte rnationally-active-insurance-groups-iaigs

直近では、2021年4月6日において、情報の更新2を行っている。今回のレポートはこの内容を報 告する。

# 2 | 今回の情報更新に基づく IAIGs に指定された保険グループの状況

今回の情報更新により、全体で16の管轄区域からの48のIAIGsのうち、16の管轄区域からの47 の IAIGs が公開されたこととなった。

前回のレポートからは、新たに公開された管轄区域である南アフリカからの以下の2つのIAIGsが 公開されたことになる。

#### Old Mutual Limited (Prudential Authority)

Sanlam Limited (Prudential Authority)

これにより、16の管轄区域の全てが明らかにされたことになる。ただし、1つの IAIG が未だ公開 されていない。

前回のレポートでは、その時点で未公開の管轄区域として、「中国」が推定されていると述べたが、 そうではなくて、「南アフリカ」だったということになる。

結局、これまでに公開された47のIAIGsの管轄区域別の内訳は、以下の通りとなっている。

フランス	8	
英国	4	
ドイツ	3	
オランダ	2	
イタリア、スペイ	イン、ベルギー、オーストリア	1
スイス	5	
米国	8	
カナダ	3	
日本	4	
香港	2	
シンガポール	1	
オーストラリア	1	
南アフリカ	2	

#### 4-まとめ

以上、今回のレポートでは、IAIS による IAIGs の指定に関する登録簿の最新情報について報告し てきた。

前回のレポートでも述べたように、IAIGs の指定状況は、それぞれの国や地域における保険市場や 保険グループの海外展開の状況等を反映して、国・地域毎にその指定グループ数がかなり異なってい る。

また、今回の 48 の保険グループの IAIGs の指定については、適宜見直しが行われていくことにな っており、新たな追加や削除等が行われていくことにもなる。

IAIGs の指定に関する状況は、IAIGs に対する監督・規制を巡る状況と共に、関係者の関心の高い 事項であることから、今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以上